

仕 様 書

「令和7年度県道亀浦港櫛木線配水管撤去工事」

本工事は、徳島県土木工事共通仕様書及び水道工事
標準仕様書(日本水道協会)に準拠完成するものとする。

鳴 門 市 企 業 局

特記仕様書

総則

(工事共通仕様書の適用)

本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書令和6年7月」及び「水道工事標準仕様書【土木工事編】2010」に基づき実施しなければならない。

ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

(施工管理基準)

第1条 請負者は、鳴門市企業局発行の、配水管布設（替）工事・舗装復旧工事施工管理基準に基づいた、施工管理を行うものとする。

なお、配水管配管工の、管布設工占用位置（官民境界からの距離）については、原則、設計図書に示された位置より、±50 mmの位置に、設置しなければならない。

(工事施工計画承認申請書の提出)

第2条 工事施工計画承認申請書の提出について

請負者は、「工事施工計画承認申請書」を、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員へ提出し確認を受けなければならない。また、本工事において変更契約を行なった場合は、「工事施工計画（変更）承認申請書」を、変更契約日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し確認を受けなければならない。

(実施工程表の提出)

第3条 請負者は、全工事期間における詳細の工程（検査・立会・断水予定等を含む）について、「実施工程表」を作成し、監督員へ提出し確認を受けなければならない。

2 前項に変更が生じた場合、請負者は、「実施工程（変更）」を作成し、変更部分の工事に着手する前に、監督員に提出し確認を受けなければならない。尚、監督員との協議に於いて必要としない場合または、軽微な変更の場合は、その限りでない。

(周辺構造物の確認)

第4条 請負者は、作業箇所周辺の家屋及び構造物等について、着工前の現況を写真等により記録し、整理して保存しておかななければならない。

(現場代理人及び主任技術者等)

第5条 請負者は、請負対象金額が4,500万円未満となるときは、主任技術者又は監理技術者を定めるに当たり、次の者を選定しなければならない。

(1) 建設業法による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者。

(2) 10年以上の実務経験もしくは、指定学科を①高等学校卒業後5年以上、②高等

専門学校卒業後3年以上③大学卒業後3年以上の実務経験を持つ者。

2 請負者は、請負対象金額が4,500万円以上9,000万円未満となるときは、主任技術者又は監理技術者を定めるに当たり、次の者を選定しなければならない。

(1) 建設業法による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者。

(2) 技術士法（昭和32年法律第124号）による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を上下水道部門、衛生工学部門に関するものに限る。）とするものに合格した者。

3 請負者は、請負対象金額が9,000万円以上となるときは、主任技術者又は監理技術者を定めるに当たり、次の者を選定しなければならない。

(1) 技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理とするものに合格した者。

(2) 前項第2号に掲げる者。

（下請負人の優先選定）

第6条 請負者は、本工事の一部を下請けに付する場合には、鳴門市内に主たる営業所を有する者の中から優先して選定するよう努めなければならない。

（再生利用のための建設副産物の搬出）

第7条 本工事の施工により次の各号の産業廃棄物が発生した場合、再生のため次に掲げる場所へ搬出することを予定している。

なお、請負者は事前に受入場所と受入条件等の協議を行い、当該処分場で適切な処理が可能であるか確認すること。

2 受入先との協議の結果、他の受入場所へ搬出する必要がある場合は、監督員と協議することとする。

一 コンクリート塊

受入場所：（鳴門市瀬戸町明神字馬越 26-1）

二 アスファルトコンクリート塊

受入場所：（鳴門市瀬戸町明神字馬越 26-1）

三 建設汚泥（舗装切断に伴い発生）

受入場所：（徳島市国府町早淵段ノ原 896-4）

3 自己処理を希望する場合は、監督員と協議すること。

4 請負者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。

（産業廃棄物搬出調書及び、産業廃棄物管理票等の提出）

第8条 請負者は、本工事において産業廃棄物を搬出した場合、産業廃棄物搬出調書を作成し、提出すること。

2 請負者は、産業廃棄物の撤去状況、運搬積込、処理場の状況が分かる写真を撮影し、監督員に提出すること。

(建設発生土の利用)

第9条 本工事の施工により発生する土砂が良質の場合は、埋戻しに使用すること。

ただし、使用にあたっては土質試験を行い、発生土の土質区分が第4種建設発生土以上を満たすことを確認すること。なお、発生土の土質区分は原則として、コーン指数と土質材料の工学的分類体系を指標とする。

- 2 埋戻し用土砂として建設発生土を一時仮置きする場合は、仮置きする場所を示した書類を監督員に提出すること。

(建設発生土の搬出)

第10条 本工事の建設発生土については、次に掲げる箇所に搬出を予定している。搬出先を変更する場合、および受入側との協議等で搬出が困難な場合は、監督員と協議することとする。

場所：徳島県鳴門市撫養町木津1449-9

- 2 請負者は、建設発生土について発注者から他工事への流用、及び搬出先の変更を指示された場合はこれに従うこととする。
- 3 建設発生残土に混入した不純物等は、請負者の責任において除去することとする。また、これにかかる費用については監督員とあらかじめ協議を行うこととする。
- 4 請負者は、土砂の搬出を行う場合、事前に徳島県生活環境保全条例等に基づく土壤基準に適合していることを確認しなければならない。土壤基準の検査結果を証明する書面は、環境計量士が発行したものに限る。土壤基準に適合していない場合は、監督員と協議することとする。
- 5 搬出においては、搬出先の確認できる資料および、施工前、施工中、完了後の状況が分かる写真を撮影し、監督員に提出すること。

(現場発生品の取扱)

第11条 工事現場内での発生品については、自己処分とする。

(交通誘導員)

第12条 請負者は、「交通誘導員勤務実績調査表」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し等）とともに、一月毎に監督員に1部提出しなければならない。

(現場事務所の設置)

第13条 共通仮設費に含まれる、現場事務所の設置については、請負金額が5,000万円以上の工事の場合必須とし、監督員との協議等に利用できるものとする。

- 3 断水を伴う場合について、請負者は断水計画を確認し、事前に断水対象者に連絡、交渉を行うこととする。
- 4 通水を行う場合については十分に洗管を行い、濁り、不純物の混入が無いことを確認し、監督員に報告した後に行うこととする。

これについて、困難な場合は監督員と事前に協議することとする。

(不要資材)

第14条 本工事において、資材購入後に設計変更等が発生し、不要になった資材については請負者の負担とする。但し、監督員が認めるものについてはこの限りではない。

(提出書類の整理・様式)

第15条 提出書類については、工事提出書類一覧表の該当項目について、適宜書類を作成し、監督員へ提出するものとする。

提出書類の様式は、原則、様式集によるものとし、他の様式を使用する場合等は、監督員の承諾を得て、使用できるものとする。

(電子データの提出)

第16条 工事写真、出来形図、及び再生資源利用（促進）計画書及び実施書については、電子データを提出することとする。

- 2 工事写真の電子データについては、JPEG 形式とし、完成図書に合わせて工種ごと、又は路線ごとにフォルダ分けしたものとする。
- 3 出来形図の電子データについては、BF0 形式、SFC 形式、又は P21 形式とする。
- 4 2 項及び 3 項について困難な場合は監督員と協議することとする。